

2022年度（2023年度活用分）調整力調達に係る意見募集の回答について

番号	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	方向性・回答
1	電源 I'	要綱	要綱 第1章2.	広域的な予備率が8%未満となる場合「等」に「電源 I'」を「発動」という記載がありますが、広域的な予備率が8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか？	電源 I'においては原則広域予備率に基づいて発動する事と整理されておりますのでエリア予備率の目安はございませんが、急な電源脱落等の要因により、広域予備率によらず発動指令を行う場合があります。
2	電源 I'	要綱	要綱 第2章1.(7)	「契約電源等がDRを活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源 I'「厳気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源 I'「厳気象対応調整力の発動指示により、アグリゲータの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか？ また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとした場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか？	需要家さまが最終保障供給を受けることとなった場合、ご認識の通り当該需要家さまへの供給には調整力が用いられますので、調整力を提供いただく電源 I'「契約の趣旨に鑑み、提供事業者さまからも当該需要家さまに対し、いずれかの小売電気事業者さまとの速やかなご契約を促していただきたいと存じます。なお、小売事業者とのすみやかなご契約が難しい等の場合は、最終保障契約の供給期間中に発動があったときの取扱いについて、別途協議させていただきます。
3	電源 I'	要綱	要綱 第2章1.(19)	インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておかげよろしいでしょうか？ また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか？	原則として2023年度開始までに完了していただくようお願いいたします。 書面の提出までは求めない予定ですが、適格請求書発行事業者としての登録番号を確認させていただきます。
4	電源 I'	要綱	要綱 第5章3.(1)二	平日時間における発動回数が12回以上とありますが、12回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がるのでしょうか？	可能であれば12回以上の発動回数を記載いただき、ご協力をいただけると助かりますが、落札者選定は要綱規定に則って行ないますので、選定における加点等はございません。
5	電源 I'	要綱	要綱 第8章1.(8)イ(ロ)	「容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、未達度合いの算定方法等について、必要に応じて協議」とありますが、昨年度と異なり、今年度は実効性テストと電源 I'「発動は同日中に重複して発動することがあり、その場合の取り決めはアグリゲーターと都度決めるということでしょうか？	当該規定は昨年度と同様であり、精算等が徒に複雑とならないよう、実運用上、実効性テストと電源 I'「の重複発動は基本的に避けることとなりますが、やむを得ず重複することが想定される場合等、必要に応じて協議させていただきます。
6	電源 I'		一般的な質疑	先日、広域機開り、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済DRを実施している期間中のベースライン算定において、当該経済DR実施日をベースライン算定対象日から除外するということはできないでしょうか？	ベースラインを算出する際のhigh 4 of 5の対象日については、実態に合わせ、必要に応じて協議させていただきます。
7	電源 I'	要綱	-	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	弊社では kW / kWh に関する契約書は既に一本化しており、複数の札が当選した場合、札ごとに契約締結するのではなく、複数の札をまとめて1つの契約とすることも可とするなど、簡素化・効率化に努めております。 ご要望も踏まえ、契約協議に関しましても可能な限り効率的な方法で対処させていただきたいと考えております。
8	電源 I'		逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)単独BG化を優先的に試みるもの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源 I'「において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5
9	電源 I'		逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)2.記載の弊社が現在電源 I'「において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワットと同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させることで入札辞退が困難となる可能性がある為。	端境期の覚書に基づく、端境期の電源 I'「供出可否等もふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。 なお、入札時点において、既存発調契約者との間で詳細条件までの調整完了(書面の締結等)を求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも容量確保(切り出し)の基本的な合意がなされていることは必要です。

2022年度（2023年度活用分）調整力調達に係る意見募集の回答について

番号	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	方向性・回答
10	電源 I'	要綱	第1章 2	(原案)主に10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、●●●万kWに相当する設備等(以下「電源 I' 厳気象対応調整力」といいます。)を入札により募集いたします。なお、広域的な予備率が8%未満となる場合等に、電源 I' を発動いたします。 (修正案)以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも一つの要因としての記載であり、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。
11	電源 I'	要綱	第2章 1. (18)	(原案)なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合には、これに応じさせていただきます。 (質問)応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にさせていただきたい。 (理由)効率よく必要な情報を取返し、入札書を評価していただくため。	応札時点におきましては、募集要綱 第6章 応札方法および提出様式に記載している内容に基づき入札書を提出いただきます。その内容について妥当性を確認させていただくため追加的に資料を求めることがありますが、この場合、入札案件（入札書の記載内容）により求める資料が異なることから、応札時点で明記することは困難と考えておりますので、その点ご理解いただけますようお願い致します。1例にはなりますが、応札案件において当該設備の重複のおそれがある場合、応札kWの妥当性を確認するための追加資料を求めることがあります。
12	電源 I'	要綱	第5章 1. (5) 二(ロ)	(原案)複数の需要家、発電設備またはその両方をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家、発電設備またはその両方が完全に一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか？	応札先が当社の実施する公募のみであれば、供出電力(kW)が明確に区分できる場合に複数入札を可能としていますが、明確な区分が可能で当該区分方法にもとづいて応札を行なっていることについて他の一般送配電事業者が実施する公募への応札内容までを含めて確認することは難しいため、エリアを跨いでの複数入札を希望されるような場合は、少なくとも応札に先立ってご相談をいただいております。
13	電源 I'	要綱	第8章 1. (3) (ハ)	(原案)当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものといたします。 (提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。ただし、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わない場合には、募集期間中に当社へご連絡いただいたうえで、BGの設定方法等を協議させていただき際に、あわせて精算方法についても協議させていただくこととなります。
14	電源 I'	要綱	第8章 1 (8)	(原案) 契約電力未達時割戻料金の算定式 契約電力未達時割戻料金 = 各コマの未達度合い合計÷(発動回数×1×3時間×2コマ)×基本料金×1.5 (提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？	確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。
15	電源 I'	要綱	第9章 3 (2)	(原案)部分買取となっている発電場所を電源 I' 厳気象対応調整力契約電力として供出する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源BGとして単独BG化する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます) (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジション案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で美運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	No.8と同じ
16	電源 I'	要綱	要綱 第2章 1. (7)	【意見】 (原案) また、契約設備がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづき接続供給契約が締結されていることが必要です。 (意見) 電源 I' は需給ひっ迫時であり、DRの活用推進の観点から、需要家が一般送配電事業者の最終保障供給を受けている場合、当該需要家が電源 I' でDRを活用可能であることが望ましいと考えますが、どうでしょうか？	No.2と同じ

2022年度（2023年度活用分）調整力調達に係る意見募集の回答について

番号	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	方向性・回答
17	電源 I'	要綱	要綱 第5章 1. (2)	【意見】 (原案) 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除き、各日9時から20時までといたします。 (意見) 提供時間について、GW・お盆は、社会通念上の休日となっていることから、提供期間の対象外とすべきと考えますが、どうでしょうか？	お盆期間の需要は、7～9月平日（調整力提供期間）ピーク並みとなる場合もありうることから、これまでどおり発動対象日とさせていただきます。
18	電源 I'	要綱	要綱 第8章 (8) イ (イ)	【意見】 (原案) 契約者の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由により、当社からの発動指令にもかかわらず、…(略)…達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月ごとに当社が支払いを受けるものといたします。 ただし、(7) (計画外停止等) イに係る契約者からの申し出があった場合で、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとみなします。 (意見) 契約者都合（契約者の設備トラブルや計画外の補修等）以外の「当社の責、当社の実務上の都合」とは、どのようなケースが該当するのでしょうか？例えば、御社と需要家で事前（N年度）に協議した停止計画があり、当該停止時（N+1年度）に起因する契約電力未達が発生したケースは、契約電力未達時割戻料金の対象でしょうか？	「当社の責」については具体的な想定はございませんが、当社の過失が原因で調整力を供出いただけなかった場合を意味しており、「当社の実務上の都合」とは、(一部)停止のご連絡をいただいた場合でも供出義務が免除されるものではないものの、当社システム仕様等の都合により、当該停止分の容量について発動指令の信号を発出しないことがあっても、契約電力未達時割戻料金の対象となることを意味しております。 なお、停止計画は、厳気象期の平日時間（9時～20時）以外において、協議させていただきます。
19	電源 I'	要綱	要綱 第8章 (8) イ (ロ)	【確認】 (原案) 運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。 (確認) 12回を、最大発動回数から最低発動回数に変更した理由は何でしょうか？第7章3にて「想定発動回数（7回）」との記載（第62回制度設計専門会合の資料6-1で整理された値を採用）があり、また、同資料6-1では「広域予備率をもとに電源 I' を発動する場合には、年間最大12回発動することが想定」との記載があります。	昨年度と同様、最低発動回数は12回としております。
20	電源 I'	要綱	要綱 第8章 (10) イ (ロ) d	【意見】 (原案) 当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I' 厳気象対応調整力契約の履行に支障をきたさないこと (意見) 契約期間中に小売電気事業者が変更となるケースがあると思われることから、「当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約（小売電気事業者の変更等が生じた場合は一定期間内での同契約）がなされていて、本要綱…(略)」への見直しを望ましいと考えますが、どうでしょうか？	本条項は、契約締結時点に限ったものではなく、当社との電源 I' 契約期間中にわたり満たしていただく要件です。小売電気事業者の変更が生じた場合を例外としておりませんので、原案通りとさせていただきます。
21	電源 I'	要綱	要綱 第8章 (10) ロ	【意見】 (原案) 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。 (意見) 本募集から「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札」が可能となり、「調整力ベースラインの設定…標準ベースライン…」について、High 4 of 5 の算定除外日に「需給調整市場でのDR発動日」を含めるということでしょうか？また、同算定除外日については、社会通念上の休日となっている「GW、お盆、年末年始」を含めるべきと考えますが、どうでしょうか？	No.6と同じ
22	電源 I'	要綱	要綱 第8章 (11)	【確認】 (原案) 電源 I' 厳気象対応調整力契約における電源 I' 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。 (確認) 上記は、「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札」を想定したものであるということでしょうか？	類型 1 ①や類型 1 ②等を想定しております。
23	電源 I'	契約書	契約書 第6条	【意見】 (原案) なお、契約設備の追加、変更および削除を行なった場合においても、前条で定める契約電力の変更はできないものとする。 (意見) 契約電力変更ができないことを考慮したリスク重視のDR活用になる可能性があることから、「乙の承諾を得た場合に契約電力を変更できる」に見直すことが望ましいと考えますが、どうでしょうか？	毎年、電力広域的運営推進機関から示される、調整力の必要量等の考え方に基づき募集量を決定しております。契約電力を変更すると、募集量から過不足が生じてしまうことから、原案どおりとさせていただきます。

2022年度（2023年度活用分）調整力調達に係る意見募集の回答について

番号	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	方向性・回答
24	電源 I'	契約書	契約書 第19条(1)	【意見】 (原案) 月間kW料金 甲または乙は、翌月（ただし、提供期間の最終月については、その翌々月）第 1 営業日までに書面により相手方に請求するものとし、 (意見) 契約電力未達時割戻料金の算定期間（当月最終日に発動するケースも想定される）等を考慮すると、翌月第1営業日は期間が短いのではないか（＝2週間程度の期間の確保が望ましいのではないか）と考えますが、どうでしょうか？	契約電力未達時割戻料金が発生した場合は、翌月分の月間 kW 料金と相殺する形で翌々月初の精算となります。また、提供期間最終月の2月分月間 kW 料金は、2月の発動時に契約電力未達時割戻料金が発生する可能性を踏まえて翌々月（4月）月初に精算いたします。
25	電源 I'	契約書	端境期 覚書 第2条	【確認】 (原案) 発電設備を活用して調整力の供出を行う場合の発電計画の提出および、負荷設備を活用して調整力の提供を行なう場合の調整力ベースラインの設定方法 (確認) 端境期のDR発動日は「原契約（電源 I' 厳気象対応調整力）のベースライン（High 4 of 5）の算定除外日」ということでしょうか？	No.6と同じ
26	電源 I'	要綱	要綱 第 2 章 1. (14)	資本関係または人的関係のある者が個別に応礼する場合は、「事前調整等の有無」の記載が必要だが、「事前調整」とは具体的に何を指すのか。	「事前調整」とは、応礼方針の情報共有等を指しております。
27	電源 I'	要綱	要綱 第 9 章 3.	電源 I' の長時間発動について、22年度に御社よりご提示いただいた契約条件は、DRリソースにとって条件が厳しいことから、改善いただくことでより多くのDRリソースの参加ができるようになると考えている。 具体的に改善いただきたい内容は、以下の通り。 1 日ごとの供出可能電力量(kWh)の合計は契約電源全リソースの契約電力(kW)に3時間(h)を乗じた値以上としているが、複数DRリソースを束ねた契約のうち、一部リソースが対応できなくなった場合、当該リソースの供出電力と全リソースの契約電力が大きく乖離し、本要件を満たすことができない可能性がある。 発動期間中、対応不可とした日時において、下げ調整電力量が算定され、下げ調整電力量料金を支払わなければならない可能性がある。通常のDRにおいて負荷の変動等により、意図せずベースラインよりも上がってしまう場合のリスクが大きい。 通常発動よりも長時間の対応となるにもかかわらず、kWh報酬のみであり、またマージンが少額である。	電源 I' 長時間発動に関する各要件については、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」「制度設計専門会合」等で議論された内容に基づき設定しています。 いただいたご意見をふまえ、次回以降の協議に活用させていただきます。
28	電源 I'	契約書	契約書 第 1 9 条	御社にご提示いただいているkW,kWh等の請求処理について、事業者（申請者）側の処理時間を考慮すると非常にタイトな条件となっている。 可能であれば、他エリアのTSO様同様、現行スケジュールよりも 1 0 日程度後ろにずらすことはできないか。また他エリアのTSO 様同様に、kW,kWhの請求書をまとめていただくことはできないか。	精算に関するスケジュールについては、ベースラインの算定に必要な設備ごとの実績電力量を発動月の翌月12営業日までに提出することで、原案のスケジュールで精算が可能と考えております。よって、原案どおりさせていただきます。 kW、kWh料金の請求書をまとめるご要望については、同じ月分のことを指しているのかどうか含めご要望を具体的に伺い、個別に協議させていただきます。